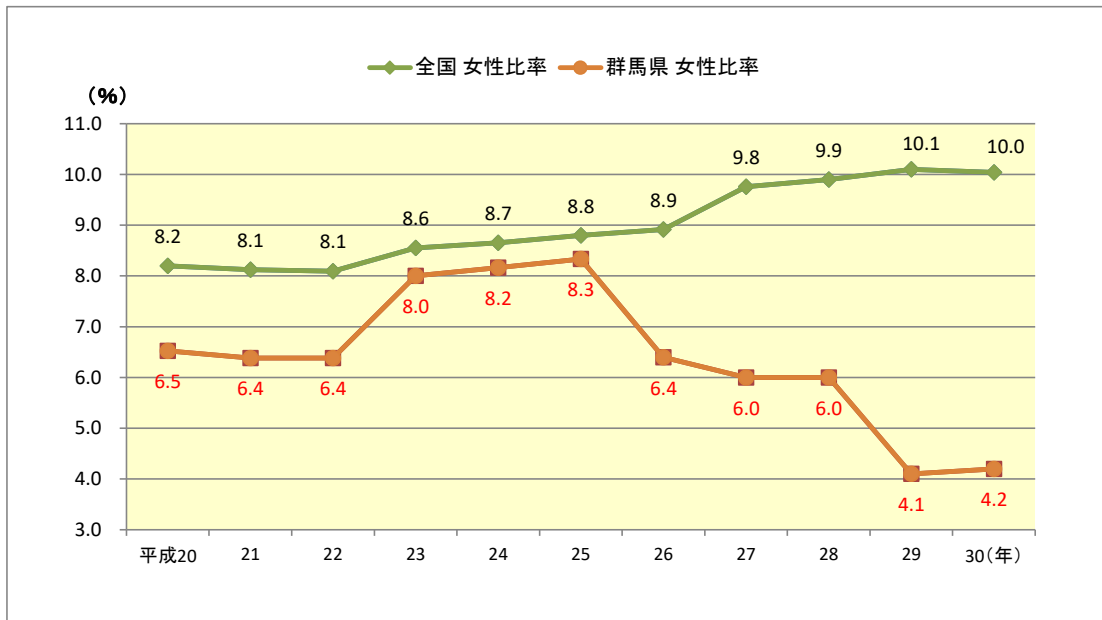


第2章 政策・方針決定過程への女性の参画

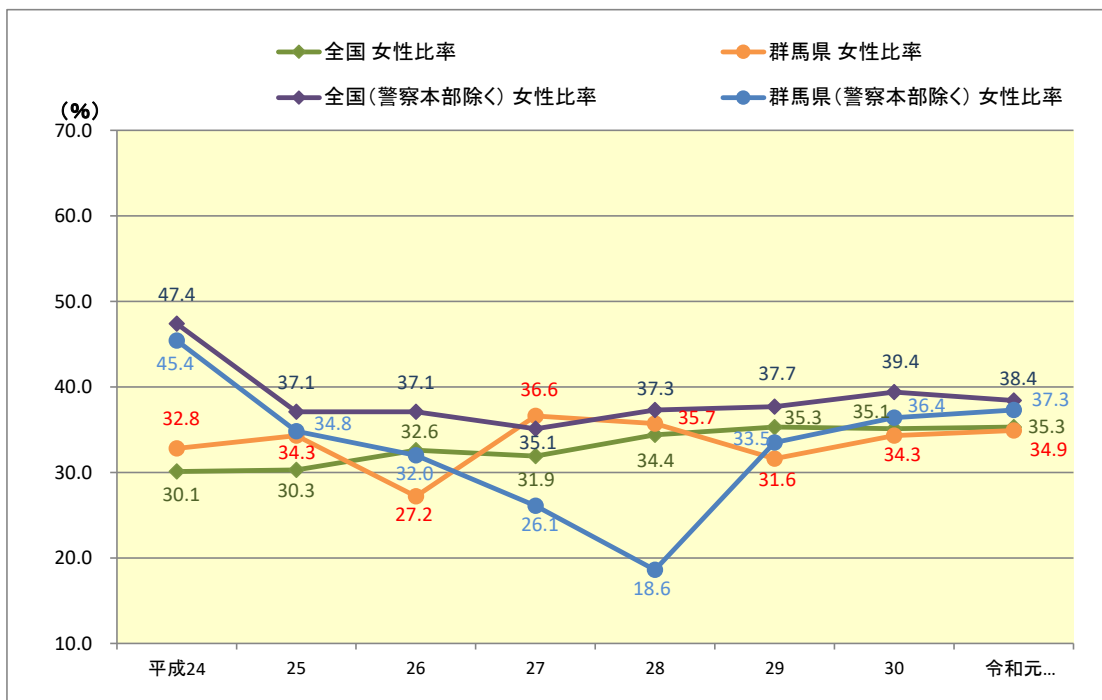
群馬県の、責任ある立場・意思決定への女性の参画の全般的状況は、全国的には中位の水準である。個別には、農業委員は全国水準を上回り、都道府県女性議員及び地方公務員(都道府県一般行政職)の管理職は全国の水準を下回っている。

1. 地方議会(都道府県)における女性議員割合の推移



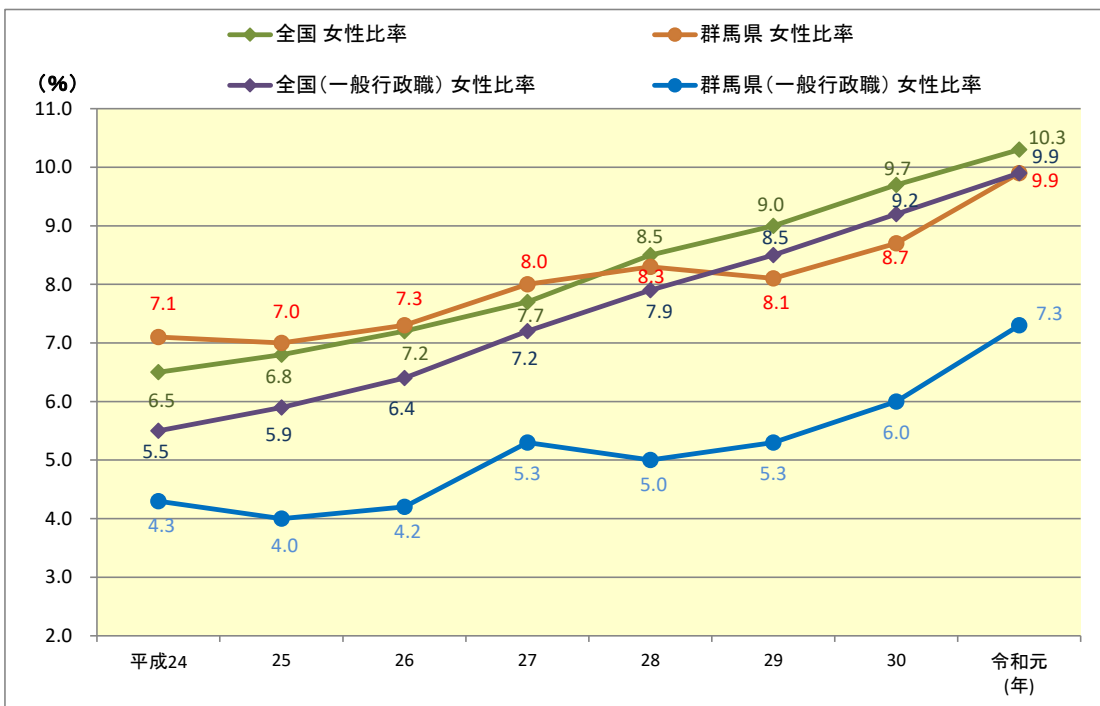
(備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 各年12月31日現在。

2. 地方公務員(都道府県)採用者に占める女性割合の推移



(備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 各年の採用状況は、前年度(前年4月1日から当年3月31日)の採用状況である。

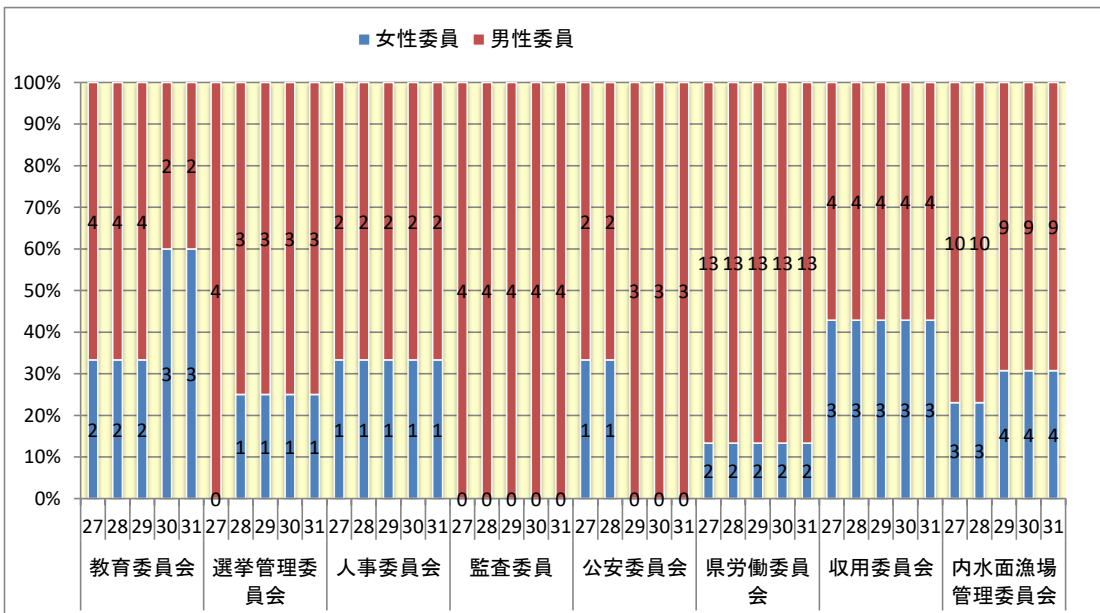
3. 地方公務員(都道府県)管理職に占める女性割合の推移



(備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 各年原則4月1日現在。

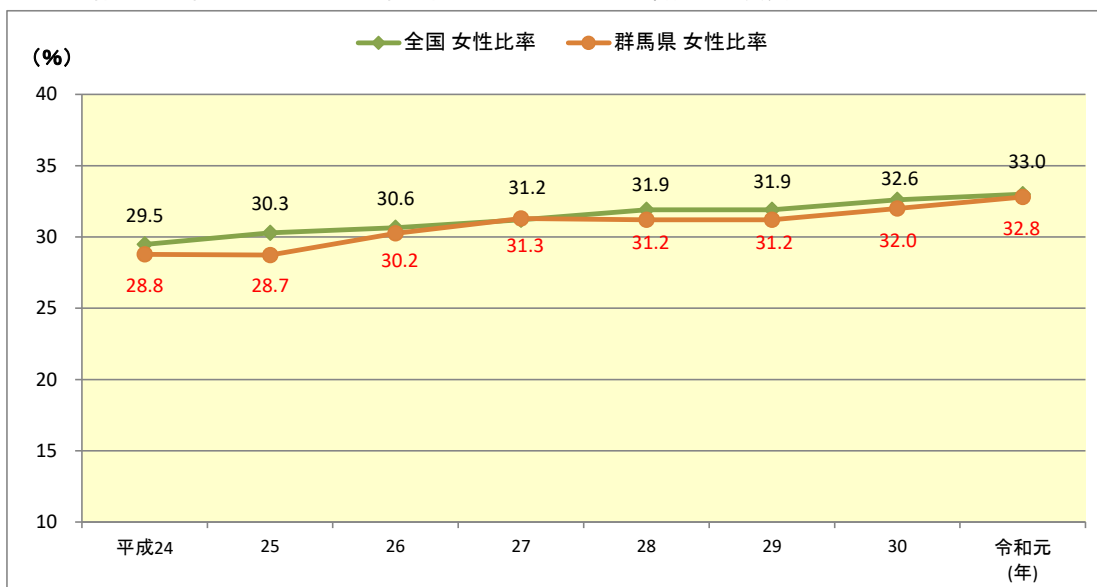
4. 地方公共団体(都道府県)の審議会等における女性割合の推移

(1) 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等への女性の登用(群馬県)



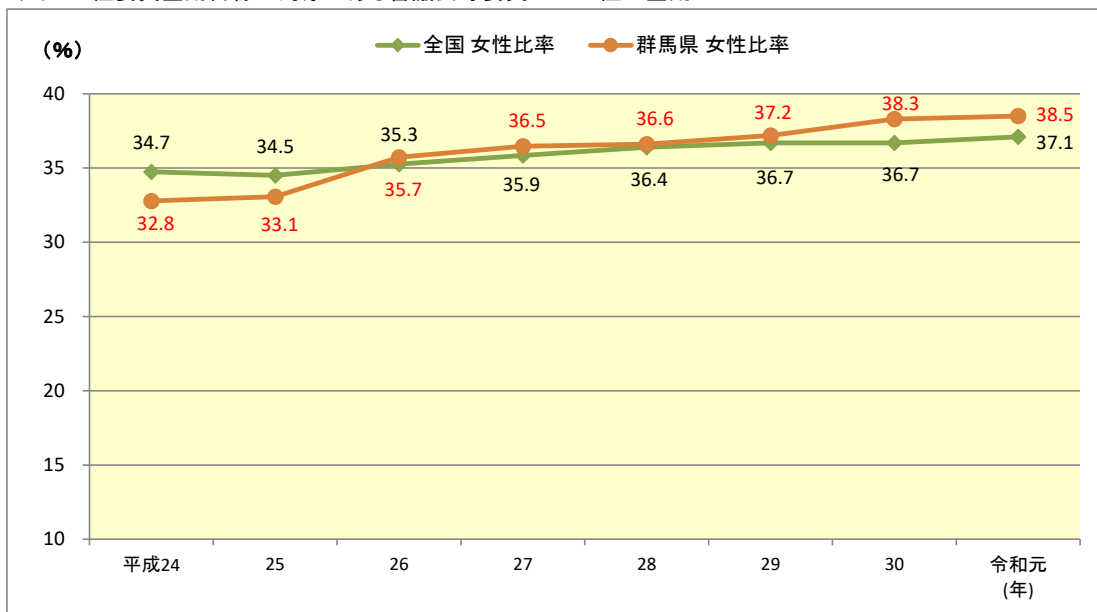
(備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 平成30年は4月1日、その他は3月1日現在。
3. グラフ上の数字は、委員数を表す。

(2) 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等委員への女性の登用



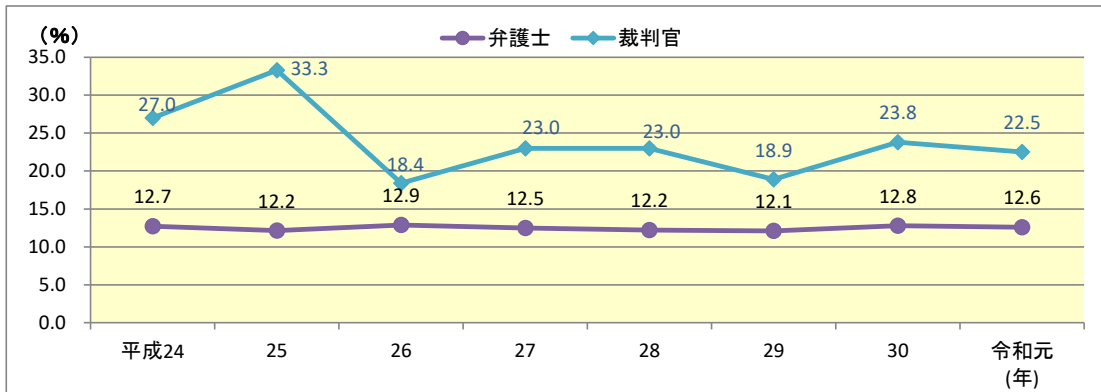
- (備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
 2. 調査対象は、法律又は法令により地方公共団体に置かなければならない審議会等のうち、各年3月時点で内閣府が把握したもの。
 3. 調査時点で、都道府県によっては設置していない、もしくは委員の任命をおこなっていないものもある。
 4. 調査時点は、各年3月31日又は4月1日現在であるが、地方自治体の事情により異なる場合がある。

(3) 女性委員登用目標の対象である審議会等委員への女性の登用



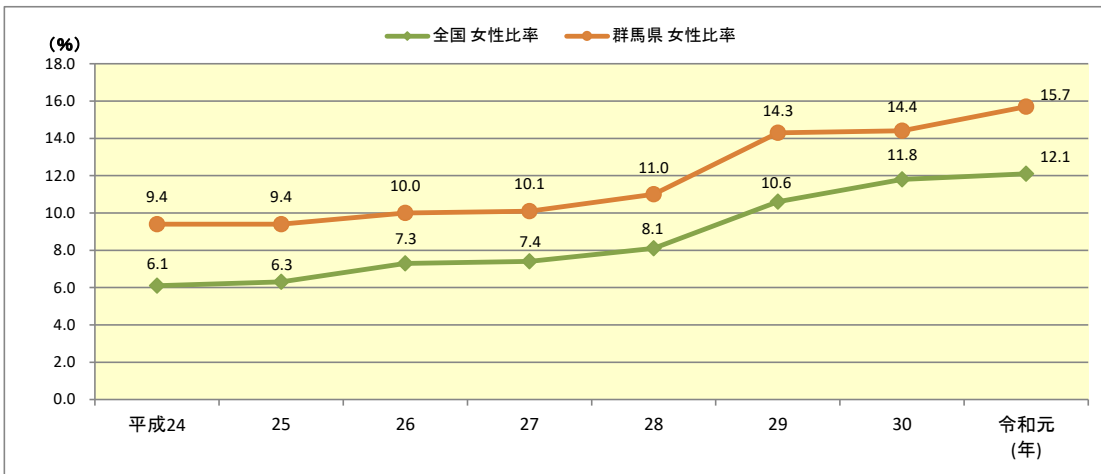
- (備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
 2. 調査時点は、各年3月31日又は4月1日現在であるが、地方自治体の事情により異なる場合がある。

5. 司法分野における女性割合の推移(群馬県)



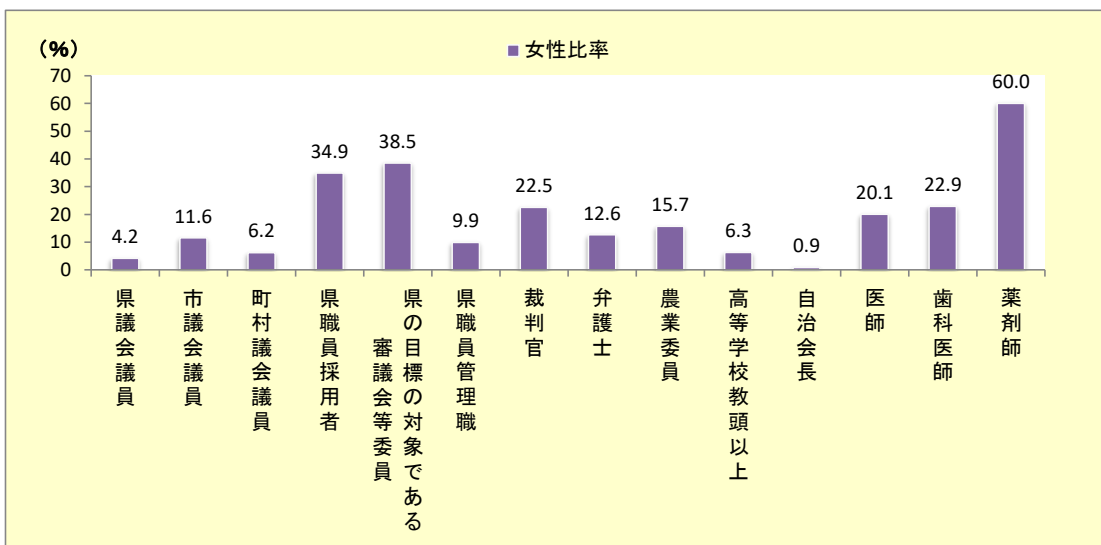
(備考) 1. 弁護士については、弁護士白書より作成。
 2. 裁判官については、前橋地方裁判所総務課資料より作成。
 3. 弁護士については3月31日現在、裁判官については4月現在。

6. 農業委員会における女性の参画状況の推移



(備考) 1. 農林水産省経営局就農・女性課「農業委員への女性の参画状況」より作成。
 2. 各年10月1日現在。

7. 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合(群馬県)



(備考) 1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成30年度)」等より作成。
 2. 医師・歯科医師・薬剤師は平成30年、その他は令和元年データ。
 3. 高等学校教頭以上は、公立高校(全日制・定時制)を対象とする。